

## 社会福祉法人南さつま市社会福祉協議会福祉機器貸出事業規則

## (目的)

第1条 この事業は、在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、日常の便宜を図り、福祉の増進を図ることを目的として、福祉機器の貸出をするものである。

## (貸出対象)

第2条 この事業は、南さつま市に在住する個人を対象とする。ただし、入所施設等を利用中の個人（南さつま市出身で住所を入所施設等に異動した者も含む。）、及び入院中の個人については、一時帰宅など短期に使用する場合を除き、原則として対象外とする。

2 他法、他制度等で福祉機器の貸出等を受けられる場合は、それらを優先するものとする。

なお、介護保険制度において要介護2以上の者については、原則として対象外とする。

3 公共施設等への車椅子の貸出は、原則として1か月以内の貸出に限るものとする。

## (貸出物品)

第3条 貸出物品は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電動ベッド
- (2) ギャジベッド
- (3) 車椅子

## (貸出申請)

第4条 貸出を受けようとする者は、「福祉機器利用申請許可書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、記名・押印し、南さつま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長に届け出るものとする。

## (貸出期間)

第5条 貸出物品の貸出期間は、当該物品の貸出を受けた日の属する年度末までとする。ただし、貸出を受けた日から1か月以内に年度末を迎える場合は、翌年度末までとする。

2 貸出期間終了前に1年以内の貸出期間を定めて更新の手続きを行うことで、継続して貸出を受けることができるものとする。

## (利用料金)

第6条 利用料金は次のとおりとする。

福祉機器名	利用料金	その他・備考
電動ベッド	月額500円	生活保護世帯は月額利用料免除
ギャジベッド	月額200円	
車椅子	月額100円	生活保護世帯は月額利用料免除

2 利用料は、貸出を受けた月の末日をもって1月とする。ただし、借用後5日以内に月末を迎える場合は、翌月から起算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、貸出を受けた日から1か月以内に返却された車椅子の利用料金は免除する。

4 月額利用料とは別に、ベッドについては返却時に消毒代を実費負担するものとする。

5 公共施設等の車椅子利用料は、免除するものとする。

## (物品の搬送)

第7条 電動ベッド、ギャジベッドの搬入及び搬出については、原則として本会職員が行うものとする。

2 車椅子の搬入及び搬出については、特別の場合を除き、貸出を受ける者の責任において行うものとする。

## (維持管理)

第8条 借り受けた物品の維持管理は、借り受けた者の責任において行うものとする。

2 借り受けた物品の一部又は全部を破損若しくは紛失した場合は、直ちにその状況を本会に報告しなければならない。

3 借り受けた物品の所在を変更する場合は、事前に本会に届け出なければならない。

4 借り受けた物品は、転貸してはならない。

## (物品の返却)

第9条 利用者が物品を必要としなくなったときは、速やかに返却するものとする。

2 利用者が要介護認定の更新等により要介護2以上となった場合は、次の貸出期間更新の前に、速やかに物品を返却しなければならない。ただし、貸出期間が最初に貸出を受けた期日から1年未満となる場合の次の貸出期間更新日は、最初に貸出を受けた日の1年後の当該期日とする。

## (損害の賠償)

第10条 貸し出した物品の破損又は滅失が、借り受けた者の故意又は過失によって生じたものであると認められるときは、借り受けた者は、その損害額を賠償しなければならない。

2 転貸等を確認した場合、あるいは返却期日を過ぎても返却されない場合は、物品を紛失したものとし、借り受けた者は、物品の新規購入相当額を賠償しなければならない。

3 貸し出した物品による事故等については、本会は一切の責任を負わないものとする。

## (その他)

第11条 第4条の「福祉機器利用申請許可書」(様式第1号)記載事項に変更があった場合は、速やかに本会に届け出るものとする。

2 第6条に規定する利用料金の支払方法等は、借用時に協議するものとする。

## 附 則

この規則は、平成22年5月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則

この規則は、平成25年12月3日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。